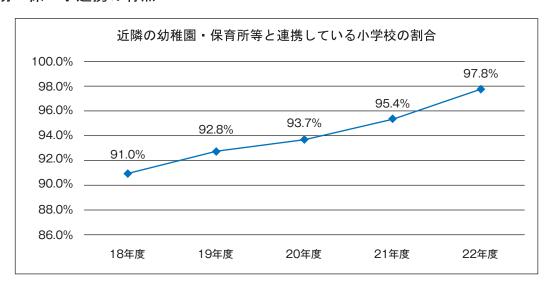
参考資料:幼・保・小連携の現状(埼玉県)

出典「学校調査」埼玉県教育委員会

対象: さいたま市を除く埼玉県内の公立小学校

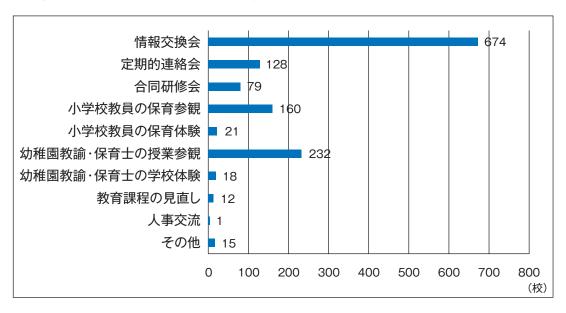
1 幼・保・小連携の有無



小学校において、幼・保・小連携の意義や必要性についての認識は年々高まり、連携が進んでいる。平成22年度には、県内小学校699校(715校中,97.8%)において、近隣の幼稚園や保育所等と連携・交流する取組を行っている。

2 連携の内容

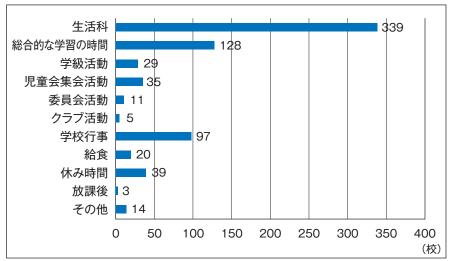
(1) 教職員の連携・交流(平成22年度)



教職員間の連携・交流を行っている小学校は、平成22年度、692校(715中,96.8%)である。具体な内容は、情報交換会が674校で最も多い。次いで、幼稚園・保育所の教職員が小学校の授業参観を行う取組が232校、小学校教員が幼稚園や保育所等の保育参観を行う取組が160校において行われている。(重複回答あり)

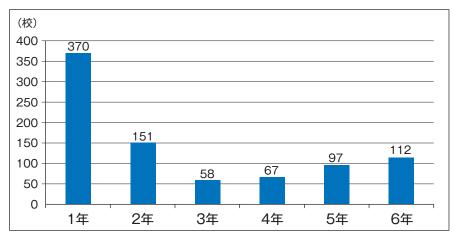
(2) 子どもの交流活動(平成22年度)

〇 実施している時間



子ども同士の交流活動を行っている小学校は、平成22年度、460校(715中,64.3%)である。交流活動を行っている時間は、生活科が339校で最も多い。次いで、総合的な学習の時間が128校、学校行事が97校において活用されている。(重複回答あり)

〇 実施している学年



(3) 実施上の課題(平成22年度)

幼・保・小連携に係る取組の実施上の課題として、次のことが挙げられる。

・幼稚園等が複数あり、連携先を絞れない 78校

実施する時間がない69校

・児童と幼児の行き来が困難である 37校

・児童と幼児の活動時間が合わない 33校

・近隣に幼稚園等がない 8校 など

参考資料:子育ての目安「3つのめばえ」

子育ての目安「3つのめばえ」は、小学校入学までに子どもたちに身に付けてほしい内容を、幼児期の特性である「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点から取りまとめたものです。具体的な内容を次頁に掲載しますので、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校の先生方の合同研修会や就学前の連絡会等で、子どもの実態をより具体的に把握し、理解を深めるための話合いの柱などとして、御活用ください。

家庭で身につけてほしいこと

規則正しい生活リズムを身につけましょう

・「早寝、早起き、朝ごはん」の習慣を

・登園などの時刻を意識し、行動する

身につける

戸外で遊びましょう

・進んで戸外に出て遊ぶ

安全に気をつけて行動する

自分のことは自分でしましょう

・食べ物や紙などを大切にする

• 着替えや衣服の始末をする

脱いだ靴をそろえる

物を大切にしましょう 遊んだ後の片づけをする

・交通ルールを知り、守る

子育ての目安 「3つのめばえ」

健康で安全な

生活をする

自分のことは

自分でする

生

活

他者との

関係

幼稚園・保育所・認定こど

も園で身につけてほしいこと

幼

児

期

教

育

遊

6

総

的

な

指

道

子育ての目安「3つのめばえ」は、小学校入学までに子どもたちに 身につけてほしいことを幼児期の特性である「生活」「他者との関係」 「興味・関心」の視点から取りまとめたものです。

健康で安全な生活をし、元気に遊ぶこ

とをとおして、自分から積極的に物事

自分のことを自分で行い、進んで行動

できることは、小学校生活における意

欲につながり、ひいては、社会に出て

からも自ら考え、進んで物事を解決し

他者との関係

幼児期においては、家族とのあたたか

いつながりを基盤として、人を信頼す

る気持ち、他者への思いやり、社会の

きまりを守ろうとする気持ちをはぐく

また、友達と共通の目的をもって取り

組む活動(協同的な学び)を重視する

ことが、小学校教育へとつながってい

んでいます。

きます。

ようとする力になります。

にかかわる姿勢が身につきます。

生

学 校 教 育

科 等

学 習

ф

指

導

興味・関心

「ふしぎだな」「おもしろいな」と興 味・関心をもち、気づいたり、考えた り、試したりする中で、「できた」 「わかった」という体験を重ね、学ぶ ことの楽しさを知ります。

幼児期に豊かな体験を重ねることによ り、小学校での学習の内容を実感を もって理解することができるようにな ります。

先生や友達と食べることを楽しむ

- 食事に関するきまりやマナーを守りながら、 食べることの大切さがわかり、食べ物に関
- 生活の流れや準備・片づけの手順などを意 識して、 一定の時間内に食べ終えようとする

楽しく食べる 心をもつ

戸外で体を動かす

• 十分に体を動かして遊ぶ

安全に気をつけて行動する

• 危険な場所や危険な行動がわかり、安全に

気をつける

生活に必要な活動を自分でする

- 着替えや持ち物の始末を自分でする
- 脱いだ靴をそろえる
- 困ったときに自分で考えて解決しようとし

たり、先生や友達に相談したりする

自分の物や皆で使う物を大切にする

- 遊んだ後の片づけをする
- ・共同で遊具を使い、協力して片づけをする

友達と一緒に遊ぶ

- ・水や紙などを大切に使う

家族とのあたたかいつながりをつくりましょう

・かばんや帽子などを決まった場所にしまう

- ・園での出来事や思ったこと、考えたことを 家族に話す
- 家の手伝いをする
- ・兄弟姉妹や友達と遊具などの貸し借りを して一緒に遊ぶ
- ・小さい子どもやお年寄りに思いやりを もって接する

返事やあいさつをしましょう

- 元気よく「はい」と返事をする
- 「おはよう」「いただきます」 「ごちそうさま」「ありがとう」 「ごめんなさい」が自然に言える

きまりや約束を守りましょう

よいこと、悪いことがわかり、 考えながら行動する

いろいろなものへの興味・関心を

人とかかわるカ

言葉で伝え合う

きまりや約束を

守る

物を大切にする

- を身につける
- 年少児などに思いやりをもってかかわる。 • 自分の気持ちとは異なる友達の気持ちを理
- ・自分が嫌なことや困ることは友達にもしな
- 友達と共通の目的に向かって取り組み、や
- り遂げた喜びを味わう

解したり、共感したりする

りがとう」「ごめんなさい」が

親しみをもって日常のあいさつをする

- 元気よく「はい」と返事をする
- 先生や友達に「おはよう」「さようなら」「あ 自然に言える

言葉をとおして先生や友達と心を通わせる

- 先生や友達の話を注意して聞き、理解する
- ・自分の思いや考えを先生や友達に言葉で伝

友達と共に生活する充実感を味わう

- 友達と楽しく生活する中できまりの大切さ
- 集団の生活の流れや時刻を意識し、みんな よいこと、悪いことがわかり、考えながら
- 互いのよさを認め合い、友達と協力して活
- に気づき、守ろうとする と一緒に行動しようとする 行動する

思議さなどを感じる

れ、四季を感じる

動する

む

に触れる

える

生活の中で美しいものや心を動かす出来事

- 身近な自然などに触れて遊び、美しさや不 ・自然物や自然の事象を遊びや生活に取り入
- ・動植物と触れ合い、生命の大切さに気づく

興味・関心をもったものに集中して取り組

- 考えたり工夫したりして遊ぶ
- いろいろなものに関心をもち、より深く知ろ
- うとしたり、試したり確かめたりする
- ・話や短い物語を集中して聞く

生活の中で文字や数量に触れる

- ・ 文字で伝えることの楽しさや意味に気づき、 ・生活のいろいろな場面で、物や人の数を数
- ・生活のいろいろな場面で、量を測ったり比

- 考えたことや経験したことをいろいろな方
- 絵本や物語の世界を楽しみ、感動を味わっ
- 法で表現する

生活の中で文字を使う

えたり比べたりする

べたりする

うとする

などを感じる 興味・関心をもったものにじっくりと 取り組む いろいろなものに疑問をもち、尋ねる

・身近な自然などに触れ、美しさや不思議さ

生活の中で、文字や数などに触れましょう

- ・家の人に絵本や物語を読んでもらう
- 数を数えたり、集めたり、分けたりする
- ・園の名前や自分の年齢などが言える

夢をもちましょう

高めましょう

やってみたいことやなりたい人などの あこがれをもつ

関 心

好奇心や探究心 をもって にかかわる

いろいろなもの

味

文字や数量など の感覚を豊かに

自分の思いを

表現する

する

自分の思いを表現する

- ・思ったことや感じたことを言葉で表現しよ
- たり、演じて遊んだりする

- 38 -

参考資料:小学校学習指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針

【小学校】 (関係部分抜粋)

〇小学校学習指導要領(平成20年3月28日文部科学大臣告示)

第1章 総則

- 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
 - 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
 - (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

第2章 各教科 第1節国語

- 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (6) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。 特に第1学年においては、幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮すること。

第2章 各教科 第5節生活

- 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
 - 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (3) 国語科、音楽科、図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に、第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。
 - 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - (3) 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。

第2章 各教科 第6節音楽

- 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
 - 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (4) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。 特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

第2章 各教科 第7節図画工作

- 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
 - 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (5) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。 特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

第3章 道徳

第2 内容

「第1学年及び第2学年」

- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。
- (2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。

第6章 特別活動

- 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
 - 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - (4) 〔学校行事〕については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその 内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施 に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然 体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り 返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

【幼稚園】

〇学校教育法

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

○幼稚園教育要領(平成20年3月28日文部科学大臣告示)

第1章 総則

第2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

- 第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項
 - 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項
 - 1 一般的な留意事項
 - (9) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮 し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うよう にすること。
 - 2 特に留意する事項
 - (5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

【保育所】

〇保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働大臣告示)

第一章 総則

- 3 保育の原理
- (一) 保育の目標
- ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を 過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつ くり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。
- (二) 保育の方法
- ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心 感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにする よう援助すること。
- 4 保育所の社会的責任
- (二)保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容 を適切に説明するよう努めなければならない。

第三章 保育の内容

- 2 保育の実施上の配慮事項
- (四) 三歳以上児の保育に関わる配慮事項
- ケ 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさ わしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

第四章 保育の計画及び評価

- 1 保育の計画
- (三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項
- エ 小学校との連携
- (ア)子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育 所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極 的な連携を図るよう配慮すること。
- (イ)子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。